

# 平成 25 年 7 月から「紙類」の 分別収集を開始します！

安平町・厚真町のもやせるごみの約 60%が紙類です。その中には、資源としてリサイクル可能な雑がみ等、紙類が多く含まれています。

ごみの減量化とリサイクル推進のため、安平・厚真行政事務組合では広域ごみ処理を行っている苫小牧市とあわせ、平成 25 年 7 月から新たに「紙類」の分別収集を開始します。

## 新しく増える「紙類」とは

新聞・雑誌・段ボール・紙パック類を除く、紙箱・紙袋・包装紙・はがき・プリント紙・紙コップ・紙製食品容器など、ご家庭にあるほとんどの紙類が対象となります。

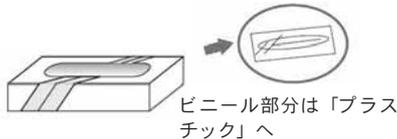
## 分別方法

### 出せるものの一例

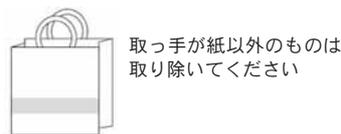
組合が指定する「資源回収」袋に入れて、月 2 回排出します

※収集曜日については、広報あびら 6 月号及び 6 月に配布する「資源物とごみの分別ガイドブック」でそれぞれお知らせします。

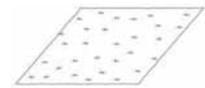
#### ●ティッシュの箱



#### ●手提げ袋・紙袋



#### ●包装紙



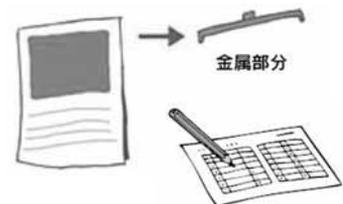
#### ●封筒、はがき（圧着はがきも該当します）



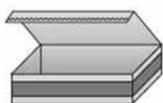
#### ●写真



#### ●カレンダー・プリンター用紙類



#### ●お菓子や食品の箱



#### ●紙しん類



ホチキスなどの留め金具は必ず取り除き、「もやせないごみ」へ

#### ●メモ用紙



#### ●シュレッダーにかけた紙



#### ●その他

- ・感熱紙（レシート）
- ・カーボン紙（宅配便の伝票等）
- ・パンフレット、カタログ、ダイレクトメール類 など



※ビニール・金属など紙以外のものは取除き、それぞれの分別区分で出してください。  
※汚れた紙（クリームやケチャップなどついたもの）は「もやせるごみ」へ出してください。